令和６年度中九州横断道路リレーシンポジウム企画・運営委託業務

に係る企画提案協議（プロポーザル方式）募集要領

**１．事業概要**

大分市から熊本市に至る約１２０ｋｍの高規格道路である中九州横断道路の全線開通に向け、竹田市や豊後大野市、大分市などの沿線市における機運を醸成するため、本事業を実施する。

**２．契約に付する事項**

（１）業務名

　　　令和６年度中九州横断道路リレーシンポジウム企画・運営委託業務

（２）業務概要

　　別添仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結の日から令和７年３月３１日まで

（４）限度額

３，０７８，５０４円（消費税及び地方消費税含む）

**３．募集及び企画提案競技スケジュール**

（１）公募開始　　　　　　　　　　　　令和６年５月２７日（月）

（２）質問票受付締め切り　　　　　　　令和６年６月１２日（水）１７時必着

（３）参加申込書等の提出期限　　　　　令和６年６月１４日（金）１７時必着

（４）企画提案関係書類提出期限　　　　令和６年６月１４日（金）１７時必着

（５）審査結果の通知　　　　　　　　　令和６年６月２８日（金）予定

（６）契約締結　　　　　　　　　　　　令和６年７月１日（月）予定

**４．参加資格**

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない法人であること。
2. 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
3. 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約

等を締結している者

⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（４）業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（１）～（３）を満たしていること。

**５．提案方法**

　企画提案競技への参加を希望する者は、次のすべての書類を上記３の期限内に提出すること。

○企画提案の提出書類（提出部数：５部）

　※提出書類についての注意事項

・押印省略可（押印する場合の提出部数は、正本１部、副本（正本の写し）４部）

・全てＡ４サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。２穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）

①企画提案申込書（様式１）

②提案者概要書（様式２）

③本事業に係る業務体制図（様式３）

④企画提案書（様式自由、A4サイズたてで作成すること。）

⑤見積書（様式自由、実施予定の事業毎等、項目ごとにその単価、金額を記載）

　　⑥誓約書（様式４）

⑦定款の写し

**６.書類の提出先**

　　　　提出先：大分県土木建築部　道路建設課　高速交通ネットワーク推進班

（〒８７０－８５０１ 大分市大手町 ３－１－１ 県庁舎新館７階）

メール：[a17140@pref.oita.lg.jp](http://garoon.ncsv.pref.oita.jp/grn/groupmail/exchange_history.csp?aid=508&cid=2575&mid=4023006&email=a17140%40pref.oita.lg.jp&sf=)

**７．審査方法等**

（１）企画提案書等の審査は、県に設置する審査会に書面で諮り、委託候補者を選定する。

（２）必要に応じて提案者に対してヒアリングを行う。

（３）最優秀提案を行った者を委託候補者とする。

ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。

なお、応募者が１者のみの場合、審査結果において基準点（６割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。

なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

（４）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

（５）企画提案書の提出のあった者全てに対し、審査結果を速やかにメールで通知する。

（６）審査内容に関する問い合わせや審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

（７）契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、または業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

**８．審査基準**

審査会では、以下の選定基準に基づき書面審査を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評　価　内　容 | 配　点 |
| 実施体制 | 業務の進捗管理及び実施体制が具体的であるとともに、適性かつ効率的なものとなっているか。 | ２０ |
| 創意工夫 | 企画内容が工夫され、シンポジウムの成功に期待がもてる内容になっているか。 | ２０ |
| 実現性 | 資料作成や実施スケジュールが実現可能なものとなっているか。 | ２０ |
| 業務遂行能力 | 過去に同種または類似の事業を主催あるいは受託した実績があり、本業務を実施するにあたり高い成果が期待できるか。 | ２０ |
| 経費 | 業務の実施に必要な経費が具体的に計上され、積算に妥当性があるか。費用に対して効果の大きさを期待できるか。 | ２０ |
| 計 | １００ |

**９．留意事項**

（１）企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。

（２）虚偽の記載をした者は無効とする。参加要件を満たさない者または委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込等は無効とする。

（３）参加要件を満たしていない場合、企画提案で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次点の者と契約を締結する。

（４）委託料は、事業の実施に必要な経費で原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務と直接関係のない経費及び備品購入などの財産取得となる経費は対象外とする。

（５）事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。

（６）契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

（７）企画提案に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分に留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

（８）参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（９）県は受託者に対して、審査の結果や事業の実施状況を踏まえて、提案内容や実施内容及び金額の変更を求めることができる。

**１０．質問の受付及び回答**

（１）受付方法

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問票（任意様式）を令和６年６月１２日１７時までに上記提出先までメールにて提出すること。

（２）回答

質問に対する回答は、受付後２日（土曜日、日曜日を除く）を目途に、大分県のHP

に公表する。

**１１．問い合わせ先**

大分県土木建築部　道路建設課　高速交通ネットワーク推進班

〒８７０－８５０１ 大分市大手町 ３－１－１ 県庁舎新館７階

電　話：０９７－５０６－４５７３（直通）

e-mail：[a17140@pref.oita.lg.jp](http://garoon.ncsv.pref.oita.jp/grn/groupmail/exchange_history.csp?aid=508&cid=2575&mid=4023006&email=a17140%40pref.oita.lg.jp&sf=)